

## はじめに

我が国の製造産業界における製造請負及び労働者派遣などの外部人材は、いまや生産とは切り離せないものとなって製造現場への活用がなされている。

しかしながら企業の製造現場の一端を外部の人員が請け負うことにこれまでに問題がなかったわけではけしてなく、それが請負の現場であれば、指揮命令システムを始めとする請負会社の運営上の独立をはじめ、そこに働く人たちの労働者保護のもとにキャリアパスまでもがきちんと設けられるなど、いかに適正な請負の関係性が発注者と請負事業者の間に成立し尚且つ請負事業者側で働く労働者の雇用が適正に守られているかが、大いに見極められていくこととなった。

殊に 24 年度はいわゆる労働者派遣法の改正がなされたことにより、一部には請負としての働き方というものをより際立たせた動きもみられた。

「製造請負優良適正事業者認定制度」も本年度で 3 回目を迎え、これまでのとは異なる点として、認定審査を行う指定審査機関を製造請負改善推進協議会が公募し、公募に基づいて認定委員会により指定された指定審査機関が認定を行い、その審査方法の妥当性を認定委員会が認証するという、これまで以上に審査の適格性、厳密性が押し上げられるかたちで改訂がなされ、本年度においても優良適正な認定に値する請負事業者を得ることができた。

改めてご協力を頂いた発注者、メーカーの皆様にはこの書面を通じ、心よりお礼を申し上げます。

今後さらなる発注者、メーカーの皆様のご協力を仰ぎ、この認定の価値がさらに高められ、製造請負業界全体にとってこの制度自体が不可欠なものへと発展できることを願い、次年度へ引き継ぎたい。

2013年3月

製造請負事業改善推進協議会